

元大阪市長
橋下 徹 殿

令和 7 年 6 月 16 日

公開質問状

質問者 吉 野 敏 明

同代理人弁護士 南 出 喜久治

〒604-0093

京都市中京区新町通竹屋町下る徹ビル 2 階

電話 075-211-3828 FAX 075-211-4810



冠略 小職は、日本誠真会の党首である吉野敏明（以下「質問者」といふ。）の委任を受けた代理人弁護士として、貴殿に対し、以下の申し入れを行ふ。

貴殿は、貴殿の X (https://x.com/hashimoto_lo/status/1926191671416888826) の令和 7 年（2025 年）5 月 25 日午後 1 時 13 分の投稿において、質問者の X（吉野敏明（よしりん）@yoshirin100）で、同月 24 日に「よしりんが、橋下徹のハニートラップを暴いた動画が、500 万再生を超えてる!! x.com/hellomitz3/sta…」を引用した上で、「編集された動画かと思い一呼吸置いてたが、本人がリツイートしてるので、本人発信と確定。面倒くせえけど名誉毀損で訴えるわ。こんなやつらが政治家になるのは納税者として許せん。」と発言した。

さらに、同年 6 月 3 日午前 10 時 40 分の引用リポストで、「ボケ!! ボケ!! ボケ!!」と 3 連発の暴言を質問者に浴びせた。

このことに対して、質問者は、貴殿に対して、その事実関係のみならず、大阪府知事時代から頻繁に中共を訪問し、中共が我が国にとって国防上の重大な脅威となる平成 22 年 7 月 1 日に国防動員法を施行した後の平成 23 年 11 月 27 日に大阪市長に当選し、翌平成 24 年 12 月 26 日の咲洲メガソーラー事業の賃貸借契約を許可して、平成 26 年 4 月 11 日に中共の直営である上海電力日本がこの事業主体にステルス参入した経緯があつたが、貴殿がその経緯を大阪市長として大阪市民に説明責任を一切果たさなかつたことについて、これは、貴殿の政治家としての資質が問はれる問題として、令和 7 年 5 月 29 日に文書にて公開討論（対談）を申し入れたが、貴殿からは現在に至るも全く応答がないし、予告通りの訴訟を提起したことも通告もない。

そこで、貴殿が面談による討論をすることがどうしても不都合だといふのであれば、書面による事実関係の確認を求めるため、以下のとほりの質問をするので、本書到達後 1 週間以内に文書にて回答されることを求めるとともに、この問題は、重大な政治責任が伴ふ政治問題であることから、本書及び貴殿からの回答文書の一切を順次公開することを了承されたい。

なほ、今回の質問は第一弾であり、貴殿の回答如何によつてはさらなる質問を行ふ予定である。不一

(質問事項)

- 1 上記引用リポスの「面倒くせえけど名誉毀損で訴えるわ。こんなやつらが政治家になるのは納税者として許せん。」などの言葉は、質問者に対する脅迫行為であり、それこそ名誉毀損に該当するのではないか。
- 2 また、この発言は、質問者が本年 7 月の参議院選挙に出馬予定であることを想定した上でのことであるから、公示前に速やかに提訴すべきであるが、既に提訴したのか否か、本日現在で提訴してないのであればいつ提訴するのかを明らかにされたい。
- 3 このやうな問題は、質問者としては、政治的発言として、貴殿の政治家としての資質に関する問題として提起したのであつて、これに対する反応についても、このやうな粗野な態度ではなく、もう少し冷静かつ節度のある品位を保つた言葉を選んで発言すべきではなかつたのか。
- 4 そもそも、貴殿がハニートラップにかかつたとする指摘が、真実性ないしは真実相当性の事実関係も含めて、すべて事実無根であると断言できるのか。
- 5 貴殿は、上海の公安直営である日本人用の性接待施設であるクラブかぐや姫にこれまで一度も行つたことがなかつたといふのか。
- 6 この咲洲メガソーラー事業に上海電力日本がステルス参入することを予期してしてみたのか。あるいは誘致する意思があつたのか。また、このやうな事態になつたことを当然のことであると容認してみたのか。
- 7 これを当然に容認してみたのであれば、このことは我が国の安全保障上において全く懸念があると判断しなかつたのか。これについて、どのやうな判断をしたのかについて、その理由を詳細に述べられたい。
- 8 このやうな中共のステルス参入を防止するために事前又は事後に法的な措置をとらなかつたのはどういふ理由によるものか。
- 9 いづれにしても、このやうな事態に至つたことについて、大阪市長として、大阪市民のみならず、全国民に対して詳細な経過報告をして説明責任を全く果たさなかつたのはどのやうな理由によるものか。